

水稻種子消毒の廃液処理等について

共同育苗施設等における水稻種子消毒廃液については、周辺環境に影響を及ぼさないよう、次のいずれかの方法より、適切に処理してください。

1. 産業廃棄物処理業者に処理を委託する。
2. 廃液処理設備を導入し、これにより適切に処理する。
なお、廃液処理設備による処理の際に発生する汚泥等については、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。
3. 薬剤による浸漬処理法から、粉衣処理法、塗沫処理法、吹き付け処理法等に切り替える。